

石川町森林整備計画

福島県

石川町

石川町森林整備計画

計画期間 自 令和 7 年 4 月 1 日
至 令和 1 7 年 3 月 3 1 日

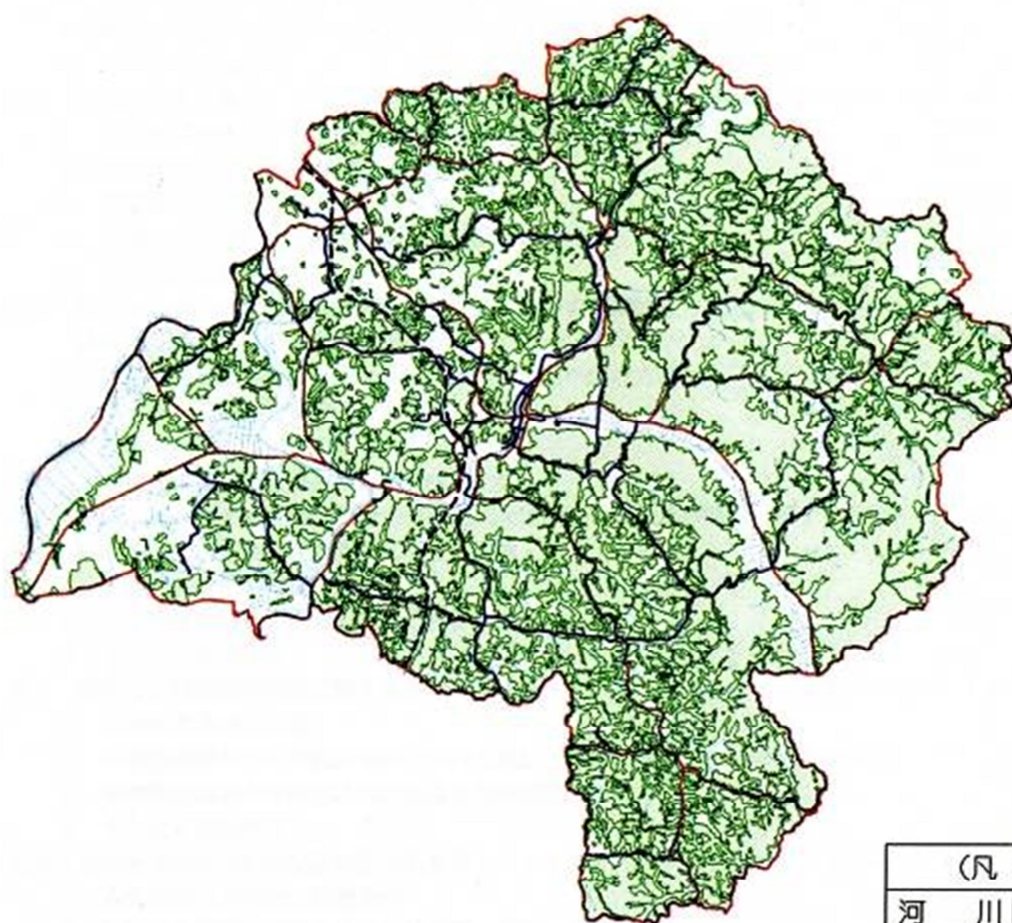
福島県

石川町

石川町森林整備計画位置図



1:100,000



(凡 例)	
河 川	
市町村界	
民有林	
国有林	
国県道	
市町村道	
鉄 道	

目 次

I	伐採，造林，保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	4
II	森林の整備に関する事項	4
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	4
1	樹種別の立木の標準伐期齢	4
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	5
3	その他必要な事項	6
第2	造林に関する事項	6
1	人工造林に関する事項	6
2	天然更新に関する事項	8
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	9
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	9
5	その他必要な事項	10
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢，間伐及び保育の標準的な方法、その他間伐及び保育の基準	10
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	10
2	保育の種類別の標準的な方法	11
3	その他必要な事項	12
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	12
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法	12
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	14
3	その他必要な事項	14
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	14
1	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	14
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	14
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	15
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	15
5	その他必要な事項	15
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	15
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	15
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	15

3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	1 5
4	その他必要な事項	1 6
第 7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に 関する事項	1 6
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム に関する事項	1 6
2	路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に 関する事項	1 6
3	作業路網の整備に関する事項	1 6
4	その他必要な事項	1 7
第 8	その他必要な事項	1 7
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	1 7
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に 関する事項	1 8
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	1 9
III	森林の保護に関する事項	1 9
第 1	鳥獣害の防止に関する事項	1 9
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害 の防止の方法	1 9
2	その他必要な事項	1 9
第 2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に 関する事項	2 0
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	2 0
2	鳥獣害対策の方法（第 1 に掲げる事項を除く）	2 0
3	林野火災の予防の方法	2 0
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	2 0
5	その他必要な事項	2 1
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	2 1
1	保健機能森林の区域	2 1
2	保健機能森林の区域内の森林における造林，保育，伐採 その他の施業の方法に関する事項	2 1
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に 関する事項	2 1
4	その他必要な事項	2 1
V	その他森林の整備のために必要な事項	2 1
1	森林経営計画の作成に関する事項	2 1
2	生活環境の整備に関する事項	2 2
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	2 2
4	森林の総合利用の推進に関する事項	2 2
5	住民参加による森林の整備に関する事項	2 2
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	2 2

7	その他必要な事項	2 3
別表 1		2 4
別表 2		2 5
別表 3		2 5
別表 3		2 5
別表 4		2 6
(附) 参考資料		

I 伐採，造林，保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は福島県南部、阿武隈高地の西側に位置し、阿武隈川流域の平坦地と阿武隈高地に連なる山間地から形成されている。本町の総面積は 11,571ha であり森林面積は 5,818ha で、総面積の約 50% を占めている。その資源は、地域産業の発展並びに土地の保全、水資源の確保、自然環境の保全等多面的な機能を有しており、これらの機能発揮を通じて地域の生活と深く結びついている。すべての森林が民有林であり、戦後の国家的課題として続けられてきた造林の推進により、スギを主体とした人工林の面積は 2,700ha であり人工林率が約 48.0% となっている。

なお、36 年生以上の林分が約 90% を占めており、今後間伐等を適正に実施していくことが重要である。

また、平成 23 年 3 月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う、森林への放射性物質の影響によって、森林整備の停滞、特用林産物の出荷制限、風評被害など、森林・林業・木材産業は大きな被害を受けている。

2 森林整備の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、資源状況の適確な把握に努めるものとする。

この際、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化等に配慮する。また、近年の森林に対する町民の要請を踏まえ、資源の循環利用を通じた花粉発生源対策を加速化するとともに、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進するものとする。

さらに、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進するものとする。

多様な森林資源の整備及び保全を図るため、森林の有する各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止、森林病虫害対策などの森林保護の推進等に努めるものとする。なお、放射性物質対策については、放射性物質の影響に応じて、森林整備とその実施に必要な放射性物質の拡散抑制対策を実施し、森林環境の回復を図るものとする。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

ア 水源涵養機能維持増進森林

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。

イ 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。

ウ 快適環境形成機能維持増進森林

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。

エ 保健・レクリエーション・文化（生物多様性保全含む）機能維持増進森林

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林。

オ 木材等生産機能維持増進森林

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア 水源涵養機能維持増進森林

＜機能の維持増進を図る森林＞

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林。

＜森林整備及び保全の基本方針＞

1. 洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。
2. 自然条件や町民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。
3. ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。
4. 放射性物質の拡散抑制に関する技術開発や知見の集積に努めるとともに、土砂流出抑制対策及び森林の保育・間伐を推進する。

イ 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林

＜機能の維持増進を図る森林＞

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林。

＜森林整備及び保全の基本方針＞

1. 災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。
2. 自然条件や町民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。
3. 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進する。
4. 放射性物質の拡散抑制に関する技術開発や知見の集積に努めるとともに、土砂流出抑制対策及び森林の保育・間伐を推進する。

ウ 快適環境形成機能維持増進森林

＜機能の維持増進を図る森林＞

町民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林。

＜森林整備及び保全の基本方針＞

1. 地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。
2. 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、重要な役割を果たしている保安林の保全を推進する。

エ 保健・レクリエーション・文化（生物多様性保全含む）機能維持増進森林

＜機能の維持増進を図る森林＞

保健・レクリエーション機能・・・観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、町民の保健・教育的利用等に適した森林。

文化機能・・・史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林。

生物多様性保全機能・・・原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林。

＜森林整備及び保全の基本方針＞

1. 住民(町民)に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件自然条件や町民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。
2. 保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
3. 利用者等への影響を踏まえ、放射性物質に関する技術開発や知見の集積を図り、必要に応じ森林の保育・間伐等による対策を推進する。
4. 潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。
5. 風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
6. 歴史や文化的由来のある森林や樹木の保全に努める。

7. 全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。また、野生生物の生育・生息環境にも配慮した適切な保全を推進する。

オ 木材等生産機能維持増進森林

＜機能の維持増進を図る森林＞

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林。

＜森林整備及び保全の基本方針＞

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。なお、更新に当たっては花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木の植栽等に努めるものとする。

また、放射性物質の汚染状況に応じ、技術開発や知見の集積を図り、放射性物質に関する林産物の安全性の確認に努めるとともに土砂流出抑制対策に努める。さらに、安全で効率的な作業のため路網の整備や高性能林業機械の導入などを推進する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

地域における安定的な林業経営の確立に向け、意欲ある森林所有者や森林組合、林業経営体等による「森林経営計画」の作成を推進し、計画に基づく低コストで効率的な森林施業の定着を図るものとする。

また、森林施業の共同実施や作業路網の維持運営等を内容とする「施業実施協定」の締結等により、森林所有者等が共同で行う施業の確実な実施を促進する。

なお、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、施業集約化と長期施業受委託等に必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進めるものとする。その際、施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産税情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進するものとする。また、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進めるものとする。

このほか、間伐等の適切な森林の整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備や森林GISの効果的な活用など、森林管理の適正化を図る。

また、森林所有者の所在が不明な森林の増加などの問題を踏まえ、林地台帳を整備し、森林従業者に森林所有者の情報を提供することにより、森林の集約化や森林整備を効率的に図る。

あわせて、航空レーザ測量等により整備された森林資源情報を活用し、面的な集約化を進めるものとする。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種						
	スギ	ヒノキ	アカマツ カラマツ	その他 針葉樹	クヌギ	広葉樹 （用材）	広葉樹 （その他）
本町全域	45年	50年	40年	55年	15年	65年	20年

（注）標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採（主伐）の標準的な方法については、森林の有する多面的な機能の維持増進に配慮しつつ、森林資源の持続的利用と森林の質的充実を図ることを旨とし、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材需要動向、森林の構成等を勘案して、伐採跡地が連続することがないように特に留意しつつ以下に基づき皆伐、択伐の別に定めるものとする。

- ・皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて少なくとも概ね20ヘクタール毎に保残帯を設け適確な更新を図るものとする。
- ・択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体では概ね均等な割合で行うものであり、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とする。
択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持するものとする。

なお、立木の伐採に当たっては、以下のア～カに留意する。

- ア 1箇所当たりの伐採面積については、保安林等法令により立木の伐採に制限のある森林については、その制限の範囲内とし、制限の目的を妨げない伐採・搬出方法によるものとする。また、制限林以外の森林については、林地の保全及び公益的機能の確保に配慮して1箇所当たりの伐採面積を20ha以下とし、努めて小規模に抑えるとともに伐採箇所についても分散を図るものとする。特に、林地の崩壊の危険のある箇所、溪流沿い、尾根筋等については、森林所有者と話し合い、伐採の適否や択伐、分散伐採等の伐採方法を決定する。
- イ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な樹木については、保残等に努める。
- ウ 森林の有する多面的機能の発揮を確保する観点から、伐採の規模、周辺

の伐採地との連担等を十分に考慮し、伐採区域を複数に分割して一つの区域で植栽を実施した後に別の区域で伐採したり、帯状又は群状に伐採することにより複層林を造成したりするなど、伐採を空間的、時間的に分散させるものとする。

また、伐採跡地には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

エ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理するものとする。特に、天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

オ 林地の保全、雪崩や落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、人工林・天然林を問わず保護樹帯を設置する。

カ 上記イ～オに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和３年３月１６日付け２林整整第１１５７号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえる。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和３年３月１６日付け２林整整第１１５７号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行う。

３ その他必要な事項

未利用間伐材をはじめ、伐木造材時に発生する端材や梢端部、枝条等は、地球温暖化防止や循環型社会の形成を図る観点からも林地からの搬出に努め、建築・土木資材や再生可能エネルギーへの利活用を推進するものとする。

なお、搬出しない場合は、流木被害の一因にならないよう適切な処理を行うものとする。

また、森林所有者等が自主的に長伐期施業を行う場合は、森林の有する公益的機能をより高度に発揮させるとともに、大径木の生産を目標として、標準伐期齢の概ね２倍を超える林齢において主伐を行うものとする。

伐採作業を行うに当たり、空間線量率を測定するなど、放射性物質濃度の高い樹皮等が流出しないよう努めるものとする（平成２６年１２月１７日付け「福島県民有林の伐採木の搬出に関する指針」による）。

第２ 造林に関する事項

１ 人工造林に関する事項

人工造林は、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林のほか、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行うこととする。

(1) 人工造林の対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
針葉樹	スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ	
広葉樹	クヌギ、ケヤキ、コナラ等	

(注1) 定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、石川町の林務担当課等又は林業普及指導員と相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

(注2) 苗木の選定に当たっては、成長に優れたエリートツリー（第2世代精英樹等）等の苗木や花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）の導入及び増加に努める。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別の植栽本数

樹 種	標準的な植栽本数(本/h a)	備 考
ス ギ	1,500～3,000	樹種・植栽本数の決定に当たっては、造林地の自然条件、既往の施業体系、施業技術の動向等を勘案のうえ定めるものとします。
ヒ ノ キ	1,500～3,000	
アカマツ	5,000	
カラマツ	1,500～2,500	
広 葉 樹	1,500～6,000	

(注1) 複層林化を図る場合の樹下植栽について、単位面積当たり標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽する。

(注2) 上記の標準的な植栽本数によらない場合は、石川町の林務担当課等又は林業普及指導員と相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

イ その他人工造林の方法

区 域	標準的な方法
地拵えの方法	○植付け予定地の雑草木、ササ類等、植付けに障害となる地被植物を地際より伐倒・刈り払いにより全面にわたり取り除き、刈払ったものは伐採木の梢端部や枝条とともに山腹の適切な所に集積し、棚積等を実施する。 ○植付け予定地の地被植物や枝条量が少ない場合は、刈払った雑草木や伐採木の梢端部や枝条を林地全面に散布し、林地の保全に配慮する。 ○傾斜角30度以上の傾斜地又は積雪不安定地においては、伐倒した立木や枝条等を横筋棚積みにし、その棚を支えるため、ある程度の高さで伐った広葉樹等を2mおき位に立てる。
植付けの方法	○植付け地点を中心に周囲60～70cm程度の落葉、雑草、その他地被物を取除き、30～40cm四方、深さ25～30cm程度の植え穴を掘って植付ける普通穴植え法により行う。 ○凍結や乾燥の恐れがある所では、深植えを行い、病害による被害を受けやすい地域は抵抗性品種を積極的に導

	入する。 ○多雪地帯の急傾斜面に植付ける場合は、直角植又は斜め植え、あるいは巢植えなどの植付地に適した方法によるものとする。 ○コンテナ苗は、唐クワまたは専用器具で植付を行う。現地の傾斜・地形・土質・地被物等の状況等によって適する器具を選定する
植栽の時期	○春植えを行う場合は、無風、曇天、降雨直前等の適期に行うものとし、スギは春の乾燥期を避け、梅雨入りの前までに、ヒノキは春の早い時期までに、アカマツ、カラマツは春の樹木の芽吹き前までに、広葉樹は秋から翌年の春の早い時期までに行う。 ○秋植えを行う場合は、根の成長鈍化後に行う。

また、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成を図るとともに、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林を含む人工造林地で、皆伐については、伐採後、当該伐採が完了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新するものとする。ただし、択伐については、伐採後、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととする。

(1) 天然更新の対象樹種

樹 種 名	
針 葉 樹	アカマツ
広 葉 樹	クヌギ、ケヤキ、コナラ等
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ、ケヤキ、コナラ等

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新を行う際には、対象樹種における期待成立本数に10分の3を乗じた本数（立木度3）以上の本数（ただし、周辺の植生の草丈を超える樹高以上のものに限る）を更新するものとする。

天然更新の対象樹種における5年生時の期待成立本数は下表のとおり。

樹 種	期待成立本数
クヌギ コナラ等	1ha当り 10,000本

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 域	標準的な方法
地表処理	○ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所について、かき起こしや枝条整理等の作業を行い、種子の定着と発生稚樹の保護を図る。
刈出し	○ササ等の下層植生により、天然稚樹の生育が阻害されている箇所について、稚樹の周囲の刈出しを行い、天然稚樹の生育の保護を図る。
植込み	○天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然下種更新及びぼう芽更新の不十分な箇所について、経営目標に適した樹種を選定し、植込みを行う。
芽かき	○ぼう芽更新を行った林分について、ぼう芽に優劣の差が生じた時期に優勢なものを1株に1～3本残し、それ以外のかき取るものとする。芽かきを1回行う場合は伐採3年目頃、2回行う場合は伐採後1～2年目頃と5～6年目頃に行うものとする。

<立木度>

幼齢林（概ね15年生未満の林分）においては、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数とを対比して十分率をもって表す。

$$\text{立木度} = \frac{\text{現在の林分の本数}}{\text{当該林分の林齢に相当する期待成立本数}} \times 100$$

ウ その他天然更新の方法

天然更新による場合、(3)に定める「伐採跡地の天然更新をすべき期間」内に天然更新の対象樹種が立木度3（ただし、周辺の植生の草丈を超える樹高以上のものに限る）以上成立している状態をもって更新完了を判断するものとする。

なお、更新すべき立木の本数を満たす天然更新が困難であると判断される場合は、天然更新補助作業又は人工造林を行って適切な更新を確保するものとする。

また、天然更新の完了確認の詳細については、「福島県における天然更新完了基準書」（平成24年8月16日付け24森第905号）によるものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ更新が困難な森林とは、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成 24 年 3 月 30 日付け 23 林整計第 365 号林野庁森林整備部計画課長通知）において示されている設定例を基本とし、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲 100m 以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

森林の区域	備 考
人工造林地	森林の下層植生、周辺森林の母樹の保存状況・伐採面積等の条件により、天然更新が期待できる森林については、天然更新を認めるものとする。ただし、その場合、2の(2)のウに基づき更新完了の判断を行い、更新が完了していない場合は植栽等を求めるものとする。

4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1 の(1)による。

イ 天然更新の場合

2 の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新の対象樹種の立木が 5 年生時点で生育し得る最大の立木の本数は、1 ヘクタール当たり概ね 10,000 本とする。

また、更新すべき本数は 1 ヘクタール当たり概ね 3,000 本以上とする。

5 その他必要な事項

都市部を中心に社会的問題となっている花粉症に対処するため、花粉の少ない苗木の植栽を推進するとともに、針広混交林への誘導に努めることとする。

放射性物質の拡散抑制のため、伐採後は速やかに植栽やぼう芽更新等の天然更新により森林の再生を図るものとする。また、技術の開発状況や知見の集積等も踏まえ、植栽やぼう芽更新による広葉樹林の計画的な再生を推進する。

適正な森林の管理を進めるため、伐採及び伐採後の造林の届出等の制度における森林の状況報告の適正な運用を図るものとする

第 3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法、その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹 種	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)				標準的な方法	備考
		初回	2回	3回	4回		
スギ	3,000	19	25	32	40	選木は、林分構成の適正化を図るよう、形質不良木に偏ることなく行うこと。 間伐率は地域の実情及び林分収穫予想表を考慮して決定すること。	
ヒノキ	3,000	19	25	32	40	なお、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し間伐を行うこと。	
アカマツ	5,000	17	25	32	—	間伐の時期は、左記の林齢を標準とし、地況、林況等を考慮し決定すること。 平均的な間伐の実施時期の間隔の年数は、標準伐期齢未満の森林は概ね10年、標準伐期齢以上の森林は概ね15年とする。	
カラマツ	2,500	19	25	32	—	列状間伐は、林地の保全及び林分の健全な育成を確保できる場合であって、風雪害等気象害の恐れのない林分において実施すること。 長伐期施業で高齢林分の間伐を実施する場合は、立木の成長力に留意するとともに、生産目標や林分密度、気象災害等を検討の上、実施する。 施業の安全性及び省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努めること	

「間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うっ閉（樹冠疎密度が10分の8以上になること）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行う」

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
下刈	スギ	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△					
	ヒノキ	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△					
	アカマツ	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△					
	カラマツ	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△					
つる切り	スギ												○			
	ヒノキ												○			
	アカマツ												○			
	カラマツ											○				
除伐	スギ												○			
	ヒノキ												○			
	アカマツ												○			
	カラマツ											○				
枝打	スギ												○			
	ヒノキ												○			

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数					標準的な方法	備考
		16	17	18	19	20		
下刈	スギ ヒノキ アカマツ カラマツ						雑草木が造林木の成長に支障を及ぼしている林分を対象に、局所的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて、作業の省力化・効率化に留意しつつ適切な時期及び作業方法により行うものとする。また、下刈りの終期は、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断する。	
つる切り	スギ ヒノキ アカマツ カラマツ						下刈りの終了後、林分が閉鎖するまでの間で、つる類の繁茂状況に応じて行う。	
除伐	スギ ヒノキ アカマツ カラマツ						下刈りの終了後、間伐を行うまでの間に行い、目的外樹種であってもその生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用なものは保残し育成する。	
枝打	スギ ヒノキ			○ ○		○ ○	経営の目的、樹種の特性、地位及び地利等を考慮して行う。	

(注1) ○は年1回実施、△印は必要に応じ実施する。

(注2) 本表は、地位(中)における20年生までの一般的な保育基準であり、当該林地の地位、地利条件、林家の経営条件等により実施林齢、回数は異なるので、地域の実情

に応じて適用することとする。

3 その他必要な事項

森林所有者が自主的に長伐期施業を行う場合は、林木の成長による過密化に伴う林内相対照度の低下を防止し、下層植生を適正に維持するため、適切に間伐を実施するものとする。この場合、立木の伐りすぎによる公益的機能の低下を防止するため、一定の蓄積を維持できるよう成長量相当分を間伐するものとする。

また、花粉症対策に資するため、スギ、ヒノキの人工造林地の間伐にあたっては、雄花着花量の多い林木について優先的に実施することとする。

第3の1に定める樹種における森林経営計画の適正な間伐に関する認定基準となる間伐の間隔については、間伐対象森林のうち標準伐期齢未満の森林については10年、標準伐期齢以上の森林については15年とする。

上記1及び3に定める間伐の基準に照らし、計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等を参考資料(5)に示す。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

別表1のとおり。

イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長や伐採面積の規模を縮小した皆伐を推進するものとする。

また、この場合の樹種毎(区域毎)の伐期齢の下限を標準伐期齢に10年を加えた林齢とし、下表のとおり定め、その森林施業の方法による森林の区域については、別表2のとおりとする。

森林の伐期齢の下限

地 域	樹 種						
	スギ	ヒノキ	アカマツ カラマツ	その他 針葉樹	クスギ	広葉樹 (用材)	広葉樹 (その他)
本町全域	55 年	60 年	50 年	65 年	25 年	75 年	30 年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

別表1のとおり。

イ 施業の方法

施業の方法として、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進するものとする。

なお、具体的施業の区分を以下に示すとともに、施業方法別の森林の区域は別表2のとおり。

(ア) 長伐期施業を推進すべき森林

適切な伐区の形状・配置等により伐採後の林分において、これら公益的機能の確保が可能な森林は、「長伐期施業を推進すべき森林」として定め、樹種毎の（区域毎）の伐期齢の下限を標準伐期齢の概ね 2 倍以上とし、下表のとおりとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

地 域	樹 種						
	スギ	ヒノキ	アカマツ カラマツ	その他 針葉樹	クヌギ	広葉樹 (用材)	広葉樹 (その他)
本町全域	90 年	100 年	80 年	110 年	30 年	130 年	40 年

(イ) 複層林施業を推進すべき森林

次の①から③に示す森林のうち、これら公益的機能の維持増進を特に図るための施業を推進すべき森林については、「択伐による複層林施業を推進すべき森林」として定め、それ以外の森林については「複層林施業を推進すべき森林」として定めるものとする。

- ①傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点を持っている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分を持っている箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壌等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力のきわめて弱い土壌からなっている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地からなっている箇所、表土が薄く乾性な土壌からなっている箇所等の森林等
- ②都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等
- ③湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林等

(ウ) 特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林

保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林で、風致の優れた森林の維持又は造成のために必要な場合は、特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行う。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 区域の設定

別表 1 のとおり。

(2) 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期、及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進するものとする。

なお、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行う。

3 その他必要な事項
特になし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針
町における安定的な林業経営の確立に向け、意欲ある森林所有者や森林組合、林業経営体等による「森林経営計画」の作成を促進し、計画に基づく低コストで効率的な森林施業の定着を図るものとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大を促進するための方策

森林所有者が施業できない場合等、意欲ある者への長期的な施業の委託を進めるとともに森林経営の委託への転換を目指すものとする。そのため、地区協議会等による合意形成や森林所有者等への普及啓発活動のほか、集約化に必要な情報の提供や助言・斡旋等を推進するものとする。

また、その際に施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及・定着を促進するものとする。

このほか、間伐等の適切な森林の整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備や林地台帳、森林GISの効果的な活用など、森林管理の適正化を図る。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託等を実施する場合、森林経営の受託の方法及び立木の育成権の委任の程度等に留意すること。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進するものとする。

また、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意するものとする。

加えて、経営管理権又は経営管理実施権の設定が見込まれる森林においては、当該森林の状況等に応じて公益的機能別施業森林又は木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域に位置づけるとともに、森林経営管理事業を行った森林については、必要に応じ保安林指定に向けた対応を行い、当該区域において定める森林施業等の確実な実施を図るものとする。

- 5 その他必要な事項
特になし。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
森林組合が中心となって施業の共同化を促進する。
施業の共同化のためには、森林所有者間の合意形成が重要であるため、集落あるいは施業団地ごとの合意形成に努める。
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
森林組合による地域ごとの協議会を開催し、啓発・普及活動を通じて森林所有者間の施業実施協定の締結を推進する。特に不在村森林所有者の森林の整備が十分出来ていないので、森林組合との施業の受委託の推進を図り、地域一体となった施業への参画を呼びかけていく。
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
(1) 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくこと。
(2) 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業経営体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくこと。
(3) 共同施業実施者の一部の者が(1)又は(2)により明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておくこと。
- 4 その他必要な事項
特になし。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

単位 路網密度：m/ha

区 分	作業システム	路網密度	路網密度	
			基幹路網	細部路網
緩傾斜地 (0°～15°)	車両系	110以上	30以上	80以上
中傾斜地	車両系	85以上	23以上	62以上

(15° ～30°)	架線系	25以上		2以上
急傾斜地 (30° ～35°)	車両系	60<50>以上	16以上	44<34>以上
	架線系	20<15>以上		4<0>以上
急峻地 (35° ～)	架線系	5以上	5以上	0以上

(注1) 車両系作業システムとは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積・運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

(注2) 架線系作業システムとは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させ木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

(注3) 「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項 計画なし。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程(昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知)、又は林業専用道作設指針(平成22年9月24日付け22林整整第602号林野庁長官通知)を基本として、県が定める「林道指針」及び「林業専用道作設指針と福島県における運用細則」に則し開設するものとする。

なお、森林整備と一体となった放射性物質対策を進める場合の路網開設に当たっては、放射性物質の拡散抑制の観点から、土工量の少ない線形の選択や、土砂流出防止対策を実施するなど、土砂流出の抑制措置を講じる。

イ 基幹路網の整備計画

特になし。

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」(平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知)、「民有林林道台帳について」(平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知)等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理するものとする。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設にかかる留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針(平成22年11月17日付け林整整第656号林野庁長官通知)を基本として、県が定める森林作業道作設指針に則し開設するものとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

「福島県森林整備加速化・林業再生基金事業（路網整備事業）事務取扱要領（平成 27 年 2 月 20 日付け 26 森第 3529 号）」、「福島県森林整備促進路網整備事業実施要領（平成 28 年 5 月 9 日付け 28 森第 236 号）」等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して善良な管理をするものとする。

4 その他必要な事項
特になし。

第 8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

ア 林業経営体の経営基盤の強化

林業従事者の育成及び確保を進めるためには、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体の経営基盤や経営力の強化を図る必要がある。そのため林業経営体は、以下の点について条件整備を行うものとする。

- ① ICT を活用した生産管理手法の導入
- ② 生産管理手法の導入や集約化等による年間を通じた事業量の安定的確保
- ③ 生産性の向上と収益性の確保
- ④ 林業経営体間の事業協力や共同組織化
- ⑤ 収益性の高い事業に速やかに対応できる高い技術力の確保
- ⑥ 通年雇用化や社会保険の加入促進などによる雇用関係の明確化と雇用の安定化
- ⑦ 技能等の客観的評価の促進などによる処遇の改善

イ 林業従事者の確保・育成

林業従事者を確保するために町や林業経営体等は、以下の点について方策を講じるものとする。

- ① 林業経営体の体質強化（上記ア参照）
- ② 新規就業希望者を対象とした多様な技能、技術取得のための長期研修講座の実施
- ③ 新規就業者を対象としたインターンシップや就業相談会
- ④ 林業従事者に対する知識・技能の取得のための計画的な研修の実施
- ⑤ 新たな森林整備の担い手として期待される N P O、ボランティア団体等への支援
- ⑥ 地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大
- ⑦ 女性等の活躍・定着、外国人材の適正な受入れ

ウ 林業後継者の育成

林業後継者の育成のために町や林業経営体は、以下の点について方策を講じるものとする。

- ① 林業による収益の確保と後継者が従事しやすい環境の整備
- ② 林研グループ等若手後継者の育成と活動の支援
- ③ 地域林業の中核となるリーダーの育成と後継者が育ちやすい環境の構築

エ 労働安全衛生対策の推進

林業従事者の労働安全を確保するために町や林業経営体等は、以下の点について方策を講じるものとする。

- ①作業現場への巡回指導やリスクアセスメントの推進
 - ②安全衛生教育（除染等業務を含む）や新たな作業システムに対応した研修等の実施
 - ③振動障害予防及び放射線障害防止のため特殊健康診断や蜂アレルギー対策等の実施
 - ④安全装備の配備や森林除染研修等による放射線障害防止対策の実施
 - ⑤長袖、手袋、マスクの使用による身体等の放射性物質による汚染防止
 - ⑥被ばく線量管理、作業上の措置、健康診断等除染電離則（※1）等関係制度（※2）の遵守
- ※1「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」
- ※2「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」、「特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」等

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

（1）高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状（参考）	将来
伐倒	町内一円	チェーンソー	チェーンソー ハーベスタ
造材		チェーンソー	チェーンソー ハーベスタ プロセッサ
集材		林内作業車 小型集材機	林内作業車 小型集材機 タワーヤーダー
造林	地拵え、下刈	刈払機	刈払機
保育等	枝打	人力	リモコン自動枝打機

（2）放射性物質対策における機械作業

作業の効率化や作業員の被ばく低減を図るため、キャビン付き高性能林業機械等の使用を推進するものとする。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本町における素材の生産流通・加工に関しては、森林資源の活用が低いことからいずれも小規模である。今後は、流通・加工体制を確立し需要の拡大を目指す。

また、特用林産物のうち、シイタケについては、いずれも小規模であり生

産量も少ない。今後は原木・ほだ木の安定的供給、経営の共同合理化及び品質の向上を図り、関連施設等の整備を図る。

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）			計画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
製材工場	中 田	810 m ³	△1				
	坂 路	850 m ³	△2				
	北 町	400 m ³	△3				
	草倉田	450 m ³	△4				
素材生産施設	北 山	1,600 m ³	△5				
				石川地区	乾1.0t		

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法 該当なし

(1) 区域の設定 該当なし

(2) 鳥獣害の防止の方法 該当なし

2 その他必要な事項 特になし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

松くい虫の被害については、保全すべき森林や自然公園区域等の地域において重要な森林を中心として、予防と駆除を組み合わせた総合的な防除対策を推進し、被害の早期把握と拡大防止、並びに健全な森林の育成に努めるものとする。

また、その他病虫害被害についても、その被害状況や緊急性、被害森林の公益的機能等に配慮した対策を講じるものとする。

保全すべき森林は別表3のとおり。

(2) その他

森林経営計画作成主体には、当該計画区域にかかる森林病虫害の発生状況の報告、入山者等に対して山火事防止の普及・啓蒙活動等の働きかけを依頼する。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

野生鳥獣による森林被害については、鳥獣保護管理施策や農業関係施策等との連携を図りつつ、効果的な防除対策を講じていくとともに、野生鳥獣と

の共存にも配慮した針広混交林や育成複層林の整備等の健全な森林整備を推進するものとする。

3 林野火災の予防の方法

森林の持つ公益的な機能や森林への関心の高まりに伴い入山者が増加し、林野火災発生危険性の増大していることから、地域関係者や消防関係機関との連携を図りながら、山火事予防運動等の普及啓発活動を推進し、林野火災の未然の防止に努めていく。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

町内の森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地における火入れに関し、森林法第21条の許可の手続きにより行う。

森林法第21条第1項の規定に基づき火入れの許可を受けようとする者は、火入れを行おうとする期間の開始する日の5日前までに、下記に定める書類を添えて、様式1号（昭和59年3月13日条例第3号、石川町火入れに関する条例）により町長に提出しなければならない。

- ①火入れを行おうとする土地及びその周囲の現況並びに防火の設備の位置を示す見取図。
- ②火入れ地が、申請者以外の者が所有し又は管理する土地であるときは、その所有者又は管理者の承諾書
- ③申請者が、請負（委任）契約に基づき火入れを行おうとする者である場合には、請負（委任）契約書の写し。
- ④申請者は、火入れ地において火入れの実施を指揮監督する者を定め、申請書に明示しなければならない。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

地区	森林の区域・区分		備考
	被害拡大防止森林	地区被害拡大防止森林	
母畑地区		15～16、18～19林班の一部	

(2) その他

森林巡視による森林被害の早期発見に努めるとともに地域における森林の健全性を維持していく観点から、伐採後は速やかに植栽やぼう芽更新等の天然更新により森林の再生を図り、被害森林の更新や樹種転換の促進、病虫害や気象害に強い抵抗性品種の導入等も進める。

また、林野火災や気象災害による森林所有者の損失を補填するための森林保険への加入を促進するなど、地域森林の総合的な維持対策に努める。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし。

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

該当なし。

(2) 立木の期待平均樹高

該当なし。

4 その他必要な事項

該当なし。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林 班	区域面積 (ha)
石川	1～12、61～63、65～78、85、111～119	1,449.65
母畑	13～47、60、64、79	2,198.61
中谷	48～59	731.07
山橋	80～84、86～110、120～123	1,517.74

(2) その他

森林経営計画を作成するにあたり、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めること。

2 生活環境の整備に関する事項

特になし。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

森林資源の付加価値を高めるため特用林産物の生産流通加工施設の整備を推進する。

そのほか、林業労働力の確保と資質の向上を図るため研修会等を開催して、若年層の意識改革を進めながら、林業に対しての意欲の高揚を図る。

さらに、職場環境、就業構造を改善して地域の担い手確保に努める。

4 森林の総合利用の推進に関する事項
森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）		将 来		対 図 番 号
	位 置	規 模	位 置	規 模	
母畑湖生活 環境保全林	大 字 母 畑	13.9ha 遊歩道 1,920m 休憩所 2 棟			①

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

森林のあるべき姿について、町民に広く呼びかけ森林整備の計画立案に対する参考とするシステムの構築を進める。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

コスト縮減に努め製材工場等への安定した供給・流通を確保する。

(3) 法第 10 条の 11 第 2 項に規定する施業実施協定の参加促進対策

特になし。

(4) その他

特になし。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

区域	作業種	面積	備考

7 その他必要な事項

保安林及びその他法令により施業の制限を受けている森林においては、当該制限に従って施業を実施する。

【別表 1】

区分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養 ^{かんよう} の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1 6 (8 9、9 6)、1 7～2 3 林班、2 8～3 0 林班、3 9 林班、4 1～4 6 林班、1 0 4～1 0 9 林班	1,345.74
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	2 2 林班 (2 6、3 3)、3 4 林班 (3 7～4 1、8 1)、3 7 林班 (2 8～3 0、4 3)、4 6 林班 (9～1 0、4 7～4 9)、9 4 林班 (1 0 1)、9 5 林班 (7 9～8 1)、9 7 林班 (8 8)、1 2 3 林班 (9 1、9 3、9 5、1 4 3)	10.5
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	2 0 林班 (4、7～1 2、1 5～1 8、5 6～6 0、6 3～6 5)、2 1 林班 (5～7、1 2、1 4) 4 0 林班、7 6～7 7 林班、8 1 林班、8 3～8 4 林班 (1、3、5、6、9、6 6～7 4、7 6～7 8、8 1～8 5、9 0～9 2、9 4、9 6～9 9、1 0 1、1 0 2、1 0 4～1 0 9、1 1 2、1 1 3、1 1 5～1 2 0、1 2 5、1 2 8～1 3 0、1 3 5、1 3 6、1 3 9、1 4 0、1 5 3、1 5 5、1 6 4、1 6 5、1 8 5、1 9 1～1 9 4 を除く)、9 1 林班 (2 3 7、2 3 8 を除く)、9 2 林班、	412.86
その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	2 2～2 3 林班、2 5 林班、2 8～3 0 林班、4 4～4 6 林班、4 8～5 6 林班、5 8 林班、7 9 林班、8 2 林班、9 2 林班、9 7～9 8 林班	1,683.03
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な森林施業が可能な森林	別表 4	83.61

【別表 2】

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林	1 7～2 3 林班、2 8～3 0 林班	1,345.74

		、 3 9 林 班、 4 1 ～ 4 6 林 班、 1 0 4 ～ 1 0 9 林 班	
長伐期施業を推進すべき森林			
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	2 0 林 班 (5)、 2 0 林 班 (8 ～ 1 3)、 2 0 林 班 (5 0 ～ 6 3)、 2 1 林 班 (5 ～ 7)、 2 1 林 班 (1 2)、 2 1 林 班 (1 4)、 4 0 林 班、 7 6 ～ 7 7 林 班、 8 1 林 班、 8 3 林 班、 8 4 林 班 (1、 3、 5、 6、 9、 6 6 ～ 7 4、 7 6 ～ 7 8、 8 1 ～ 8 5、 9 0 ～ 9 2、 9 4、 9 6 ～ 9 9、 1 0 1、 1 0 2、 1 0 4 ～ 1 0 9、 1 1 2、 1 1 3、 1 1 5 ～ 1 2 0、 1 2 5、 1 2 8 ～ 1 3 0、 1 3 5、 1 3 6、 1 3 9、 1 4 0、 1 5 3、 1 5 5、 1 6 4、 1 6 5、 1 8 5、 1 9 1 ～ 1 9 4 を除く)、 9 1 林 班 (2 3 7、 2 3 8 を除く)、 9 2 林 班、	412.86
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	2 2 林 班 (3 0、 3 6)、 3 4 林 班 (3 3 ～ 3 7、 7 7)、 3 7 林 班 (2 8 ～ 3 0、 4 5)、 4 6 林 班 (9 ～ 1 0、 4 2 ～ 4 3)、 9 4 林 班 (8 5)、 9 5 林 班 (5 9 ～ 6 1)、 9 7 林 班 (5 3)、 1 2 3 林 班 (6 9、 7 1、 7 3、 1 1 6)	10.5
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林			

【別表 3】 保全すべき森林の区域

(松くい虫被害対策に係る県計画及び地区実施計画で指定した松を主体として保全する森林)

地 区	森 林 の 区 域 ・ 区 分		備 考
	高度公益機能森林	地区保全森林	
石 川 町		1 6、 1 8、 2 0、 2 1、 2 2、 2 3 林 班 の 一 部	

【別表４】特に効率的な施業が可能な森林

林班	小班	枝番	林班	小班	枝番	林班	小班	枝番	林班	小班	枝番	林班	小班	枝番	林班	小班	枝番
22	1	2	25	15	0	25	244	0	29	98	0	48	134	0	55	193	0
22	7	0	25	17	0	25	245	0	29	101	0	48	138	0	55	193	1
22	8	0	25	30	0	25	246	0	29	102	0	49	15	0	55	239	0
22	9	0	25	45	0	25	247	0	29	107	0	49	16	0	55	250	0
22	10	0	25	47	0	25	248	0	29	119	0	49	108	0	55	251	0
22	11	0	25	54	0	25	248	1	29	129	0	50	69	0	55	252	0
22	12	0	25	56	0	25	251	0	29	145	0	50	101	0	55	253	0
22	13	0	25	59	0	25	255	0	29	149	0	50	106	0	55	254	0
22	14	0	25	60	0	25	256	0	29	168	0	50	109	0	55	255	1
22	61	0	25	65	0	25	258	0	29	180	1	50	113	0	55	281	0
22	62	0	25	67	0	25	266	0	29	181	1	50	118	0	55	291	0
22	92	0	25	70	0	25	268	0	29	184	0	50	150	0	55	295	0
23	2	0	25	81	0	25	276	0	29	186	0	50	161	0	55	297	0
23	3	0	25	92	0	28	1	0	29	194	0	51	65	0	55	298	0
23	9	0	25	94	0	28	6	0	29	195	0	52	12	0	55	332	0
23	16	0	25	95	0	28	10	0	29	196	0	52	16	0	55	335	0
23	17	0	25	111	2	28	11	0	29	207	0	52	17	0	55	343	0
23	18	0	25	117	0	28	14	0	29	210	0	52	20	0	55	347	0
23	19	0	25	121	0	28	16	0	29	211	0	52	29	0	55	352	1
23	20	0	25	122	0	28	23	0	30	13	0	52	112	0	55	353	1
23	21	0	25	127	0	28	24	0	30	16	0	53	9	0	55	354	1
23	25	0	25	128	0	28	26	0	30	22	0	53	10	0	55	356	0
23	28	0	25	129	0	28	35	0	30	23	0	53	11	0	55	360	0
23	30	0	25	130	0	28	38	0	30	24	0	53	19	0	55	361	0
23	32	0	25	131	0	28	39	0	30	25	0	53	22	0	55	368	0
23	48	0	25	132	0	28	43	0	30	26	0	53	23	0	56	2	0
23	68	0	25	133	0	28	54	0	30	27	3	53	31	0	56	119	0
23	69	0	25	134	0	28	102	0	30	35	0	53	40	0	56	144	0
23	74	0	25	136	0	28	104	0	30	39	0	53	63	0	56	185	0
23	97	0	25	141	0	28	125	0	30	41	0	53	86	1	58	29	0
23	100	0	25	142	0	28	133	0	30	50	0	53	89	0	58	121	0
23	101	0	25	143	0	28	139	0	30	51	0	53	95	0	58	124	0
23	103	0	25	146	0	28	144	0	44	20	0	53	101	0	58	125	0
23	104	0	25	152	0	28	149	0	44	30	0	53	102	0	58	126	0
23	106	0	25	156	0	29	1	0	44	35	0	53	114	0	79	12	0
23	108	1	25	159	0	29	9	0	44	64	0	53	127	0	79	24	0
23	110	0	25	167	0	29	12	0	44	76	0	53	138	0	79	43	0
23	136	0	25	169	0	29	14	0	44	77	0	53	142	0	79	59	0
23	145	0	25	172	0	29	23	0	44	118	0	53	147	0	79	62	0
23	146	0	25	174	0	29	29	0	44	150	0	53	165	0	79	64	0
23	156	0	25	175	0	29	30	0	44	156	0	53	193	0	79	66	0
23	159	0	25	180	0	29	36	0	44	157	0	53	194	0	79	85	0
23	165	0	25	183	0	29	44	0	44	192	0	53	194	1	79	86	0
23	166	0	25	185	0	29	46	0	44	249	0	53	195	0	79	97	0
23	167	0	25	186	0	29	47	0	44	250	0	53	196	0	79	100	0
23	168	0	25	189	0	29	51	0	44	265	0	53	243	1	79	104	0
23	169	0	25	193	0	29	52	0	45	30	0	53	247	1	79	106	0
23	170	0	25	195	0	29	56	0	46	14	0	53	286	0	79	122	0
23	175	0	25	196	0	29	57	0	46	62	0	53	290	0	79	123	0
23	178	0	25	207	0	29	58	0	46	80	0	53	302	0	79	125	0
23	191	0	25	208	0	29	71	0	46	83	0	54	97	0	79	129	0
23	197	0	25	209	0	29	81	0	46	87	5	54	98	0			
23	198	0	25	212	0	29	82	0	46	87	0	55	102	0			
23	200	0	25	213	0	29	83	0	46	106	0	55	131	0			
23	201	0	25	222	0	29	85	0	46	109	0	55	140	0			
23	205	0	25	223	0	29	86	0	46	130	0	55	145	0			
23	214	0	25	224	0	29	87	0	46	144	0	55	146	0			
23	223	0	25	224	1	29	89	0	46	147	0	55	147	0			
23	228	0	25	225	1	29	91	0	46	149	0	55	148	0			
23	231	0	25	226	0	29	92	0	46	152	3	55	150	0			
23	233	0	25	230	0	29	93	1	46	170	0	55	151	0			
23	239	0	25	230	1	29	94	0	46	180	0	55	153	0			
25	3	0	25	232	0	29	95	0	46	198	1	55	154	0			
25	4	0	25	237	0	29	96	0	48	1	0	55	160	0			
25	13	0	25	242	0	29	97	0	48	60	0	55	161	0			